令和８年５月

元木小学校在籍児童保護者の皆様　地域の皆様

八王子市立元木小学校長　河野　佳子

令和８年度　本校の生活指導の方針・体制及び体罰防止の取組

本校では、学校運営協議会、保護者、地域の方々の協力を得て、いじめや暴力・暴言のない、誰でも安全で楽しいと実感できる学校を目指して日々取り組んでいます。

いじめへの対応については、「いじめを許さないまち八王子条例」を遵守することを基本に、年間３回「ふれあい（いじめ防止強化）」月間として、学校全体で実施しています。いじめは絶対に許されないとの意識を醸成するとともに、日常の児童の言動や表情、いじめアンケート調査から、児童の小さなサインを見逃さず、素早い対応で未然防止できるように心がけ、相談できる大人が必ず一人以上となるように声掛けを行っていきます。また、５年生対象のスクールカウンセラーによる全員面談、八王子市青少年対策恩方地区委員会（以下「青少対」と言う）と本校生活指導部が中心となっての「健全育成標語作成」、児童会・代表委員、ＰＴＡ、青少対、小中学校合同の「四校生活指導連絡会」を通しての「あいさつ運動」などに取り組んでいます。

また、体罰防止については、毎年７月と１２月の「服務事故防止強化月間」中に行う服務研修において重点項目として扱うほか、今年度も４月に体罰防止等の服務研修を行います。いずれも「体罰・暴言ゼロの元木小」を目標に、人権に配慮した対応や児童理解の深化をも目的とした校内研修になっています。これらのほか、実態把握のために児童や教職員へのアンケート調査も行っています。さらに、教職員の状況を把握するために自己申告面接での体罰に関する意識の確認、毎月の「体罰防止セルフチェック」を実施しています。

本校の児童は、日々落ち着いて学校生活を送っています。元気なあいさつができ、学習や委員会、クラブ活動にも前向きに取り組んでいます。これからも誰でも安全で楽しい学校であるために、今年度の生活指導基本方針を「努力や正しい行動を認め合い、自尊感情を高め合う学校」と定め、努力や正しい行動を認め、伸ばす指導を心がけ、児童の規範意識の更なる向上や基本的なあいさつ習慣≪お（おはようございます）・あ（ありがとうございます）・し（しつれいします）・す（すみません）≫の確立に取り組みます。

こうした取り組みの基盤となるのは家庭です。家庭は、子どもが安心して過ごせる居場所であり、社会のマナーや基本的な生活習慣、学習習慣を身に付けさせる場所でもあります。ご家庭でも「八王子市の家庭教育８か条」を実践し、共に子どもたちを豊かな心身の調和のとれた人に育てていきましょう。

「八王子市の家庭教育８か条」

〇命の大切さを伝えよう。
〇「早寝・早起き・朝ごはん」を励行しよう。
〇親子の会話を大切にしよう。
〇きちんとあいさつをさせよう。
〇家庭での役割を与えよう。
〇よいところを見つけてほめよう。
〇よくない言動をきちんと叱ろう。
〇何でも与えずにがまんを教えよう。

裏面へ

【教職員の取り組みの具体】

（１）生活指導（児童指導）は、担任・生活指導部担当者のみが行うのではなく、全教職員が一致団結して実践するものとします。生活指導部は、それぞれの指導が共通したスタンスで円滑に行われるようにするために、その連絡調整に当たります。

（２）生活指導（児童指導）をスムーズに行うため、全教職員が基本方針や基本姿勢の共通理解と共通実践を行います。

（３）生活指導（児童指導）は深い児童理解に基づき、細かい状況や現状を把握している学級担任と学年及び教職員全体での共通理解を図り、連携して指導の方針を立て、役割を分担し指導します。

（４）学年間の情報交換を密に行い連携を図るため、以下のことを徹底します。

ア：「報告・連絡・相談」の徹底

①毎週木曜日にいじめ対策（生活指導）や特別支援関係の会議を開き、児童の状況や児童指導に関わる情報の共有を行います。

②指導の内容、状況、事後処理、見通しを明らかにし報告します。（議事録をとり、報告後の経過を観察していきます。）

③教員・学年ごとに指導が異なることがないよう指導の共通性、一貫性をもたせます。

④必要に応じて校内委員会・職員会議・生活指導部会を開き協力の要請や連携を図ります。

イ：基本姿勢

①教職員の共通理解と共通実践を図ります。

②問題行動には毅然とした姿勢で教職員一体となり対応します。

③児童との信頼関係を深めます。

④保護者との信頼関係を深めます。

⑤地域との連携を深めます。

ウ：体罰防止に向けて（４月・７月・１２月、年間３回服務研修を行います。）

①児童理解に努め、人格を尊重するとともに、指導者としての言動をわきまえて指導します。

②児童の人格を尊重し、体罰や暴言による指導は絶対に行いません。

③児童が安心して生活できる学校環境づくりに努めます。（教室環境・人的環境のUD）

エ：初期対応・初期指導…※重大事案に発展しそうな場合は複数で指導に当たります。一人で対応する場合は、対応後にすぐ情報共有します。

児童の小さな変化、小さな行動でも見逃さず，情報収集に努め、初期対応を速やかに行います。

（５）主な指導項目…「元木小のきまり」「元木小学習・生活スタンダード」に即して指導を行います。これらは、児童・保護者・教職員等の意見を基に、学運協等との協議により改定することもあります。

ア：授業規律を確立するとともに、それを維持するために、「分かる」・「できる」を実感できる授業を日々実践します。

イ：「月ごと生活目標」を意識した学級指導・学年指導を行います。

ウ：基本的生活習慣を確立するための具体的な指導を行います。

①時間を守らせる指導

②身だしなみの指導

③ＴＰＯ（時間、場所、場合）に応じた言葉づかいや礼儀、あいさつの指導

④「持ち物」「公共物」を大切にする指導

⑤清掃指導

⑥給食指導

以上